

「第3次枕崎市男女共同参画基本計画」
令和4年度実施状況

令和6年3月
枕崎市企画調整課

【目次】

| | |
|--|----|
| 1. 第3次枕崎市男女共同参画基本計画について | 1 |
| (1) 基本理念 | |
| (2) 基本目標 | |
| (3) 重点目標 | |
| (4) 進行管理 | |
| 2. 基本計画の推進体制について | 2 |
| 3. 基本計画の事業実績に対する評価について | 3 |
| (1) 評価方法 | |
| (2) 評価の流れ | |
| 4. 評価結果 | 9 |
| I - 1 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備 (枕崎市女性活躍推進計画) | |
| I - 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (枕崎市女性活躍推進計画) | |
| II - 1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶 (枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画) | |
| II - 2 生涯を通じた健康支援 | |
| II - 3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進 | |
| III - 1 男女共同参画に関するあらゆる分野における教育や学習の推進 | |
| III - 2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進 | |
| D評価となった事業の目標達成に向けた取組方針 令和4年度取組に対する評価集計表 | |
| 5. 参考資料 | 25 |
| (1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程 | |
| (2) 枕崎市男女共同参画推進条例 | |

1. 第3次枕崎市男女共同参画基本計画について

枕崎市では、「枕崎市男女共同参画プラン」（平成14年3月）、「第2次枕崎市男女共同参画プラン」（平成24年3月）、「枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」（平成30年3月）を策定し、総合的・計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。また、令和2年12月に、本市における男女共同参画の基本理念を明確にし、市、市民、事業者等が一体となって連携・協力して取り組んでいくために「枕崎市男女共同参画推進条例」を制定し、令和3年4月から施行しました。

この取組を更に前進させるため、令和4年3月には「第3次枕崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を進めているところです。

男女共同参画社会の実現を目指し、「枕崎市男女共同参画推進条例」第3条に規定する7つの基本理念に基づき、3つの基本目標を定め、7つの重点目標に基づく各事業を実施します。

(1) 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等への立案・決定への男女共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 性と生殖についての健康・権利の尊重
- 6 教育や学習の場における男女共同参画の推進
- 7 国際的協調

(2) 基本目標

- I 誰もが活躍できる社会づくり
- II 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- III 男女共同参画社会の実現へ向けた基盤づくり

(3) 重点目標

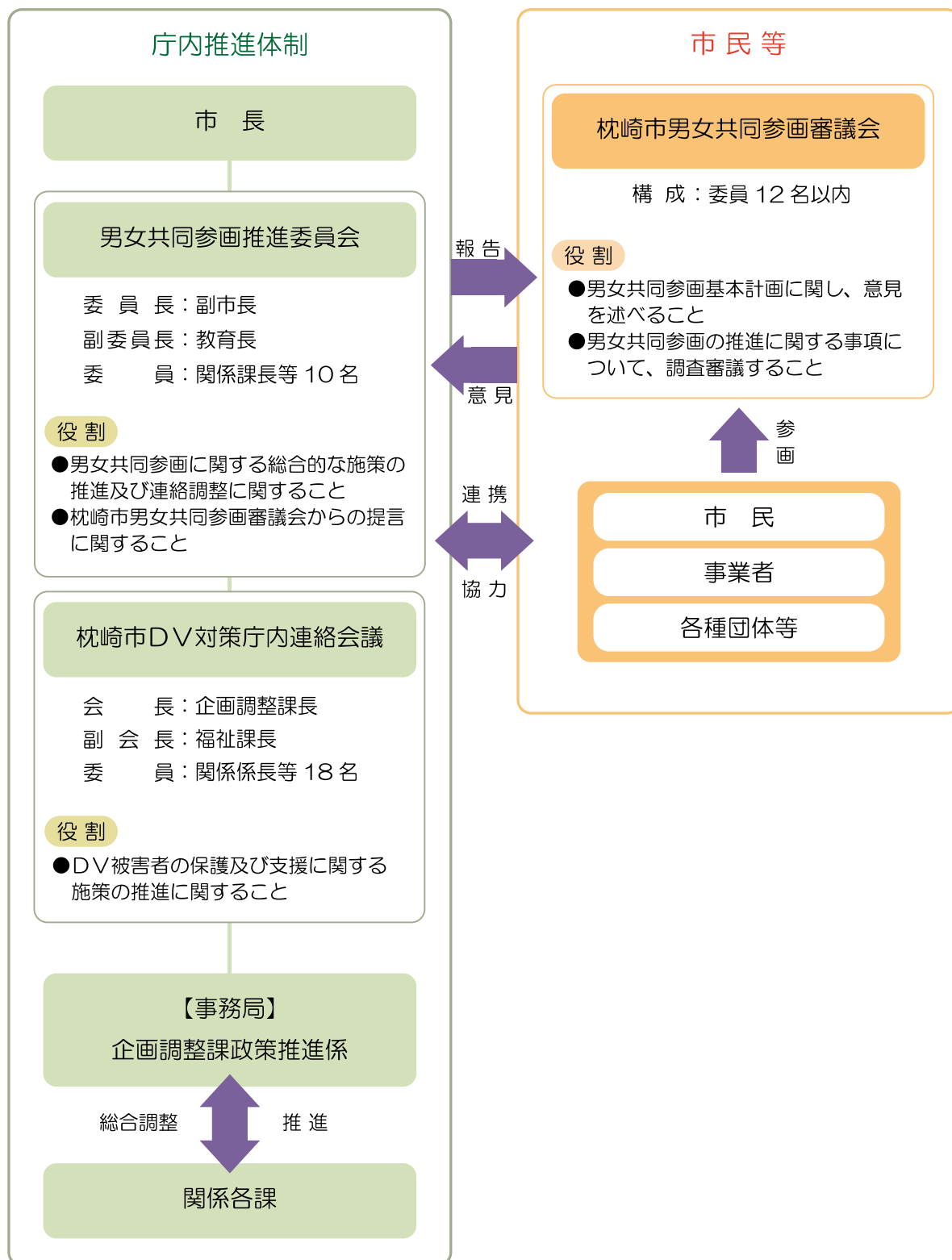
- I - 1 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
(枕崎市女性活躍推進計画)
- I - 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (枕崎市女性活躍推進計画)
- II - 1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶
(枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)
- II - 2 生涯を通じた健康支援
- II - 3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進
- III - 1 男女共同参画に関するあらゆる分野における教育や学習の推進
- III - 2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

(4) 進行管理

「第3次枕崎市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）」の計画期間は令和4年度から令和10年度までの7年間となっています。

基本計画の進行管理をするため、実施状況の把握を年次ごとに行い、庁内の関係課長級を委員として構成される「枕崎市男女共同参画推進委員会」や庁外の方で組織される「枕崎市男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画事業の実施状況の評価を行っています。

2. 基本計画の推進体制について



3. 基本計画の事業実績に対する評価について

(1) 評価方法

担当課が前年度に行った事業を自己評価したものです。

実施事業について、男女共同参画社会の形成を促進する観点からみた事業効果や課題等について「実施報告票」により評価を行っています。

担当課の入力項目は、塗りつぶされている部分です。

- ・担当課（係）・担当者（内線）
- ・取組内容（事業名）
- ・令和4年度実施状況・その評価
- ・自己評価（結果 a～d）（事業区分が0の場合）
- ・実施に当たり踏まえた配慮（男女共同参画の視点）及び結果（事業区分が1、2の場合）
- ・自己評価の理由（自己評価が「c」「d」だった場合）

評価対象の事業は102事業（※1つの事業を複数の課が担当となって評価している事業もある）、担当課等は13課等となっています。

事業区分0～2とは、下記の一覧表とおりです。

| 区分 | 説明 |
|-----|---|
| 事業0 | 事業を実施することで男女共同参画社会の形成に直接影響するもの |
| 事業1 | 事業を実施することで男女共同参画社会の形成に直接影響し、 <u>取組内容によっては貢献または阻害することが考えられ、男女共同参画の視点への配慮が必要と思われるもの</u> |
| 事業2 | 事業を実施することで男女共同参画社会の形成に間接的・結果的に影響し、 <u>取組内容によっては貢献または阻害することが考えられ、男女共同参画の視点への配慮が必要と思われるもの</u> |

(ア) 実施報告票

実施報告票（事業区分0）

第3次枕崎市男女共同参画基本計画実施報告票（事業区分0）

I 具体的な施策・主な取組

| 事業番号 | 重点目標 | 取組の方向 | 重点目標 |
|----------------------------|------|-------------|---|
| 14 | I-1 | (2) | 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備（枕崎市女性活躍推進計画） |
| 具体的な施策 | | 【主な取組】 | 担当課（係）・担当者（内線） |
| ②男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実 | | 事業所に対する意識啓発 | 企画調整課政策推進係・枕崎太郎 219 |

II 取組内容・実施状況

| 事業区分 | 取組内容（事業名） | 4年度実施状況・その評価 |
|------|---|--|
| 0 | 仕事と子育て・介護の両立ができるようワークライフバランスについての啓発を行う。 | 働いている全ての人が性別に関わりなく個性と能力を十分発揮できるよう、ワークライフバランスを実現するための環境整備の必要性について広報紙を活用し啓発を行った。 |

III-① 自己評価（「具体的な施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができましたか）

結果
(a~d)

| | |
|--|---|
| a: 実施できた b: どちらかと言えば実施できた c: どちらかと言えば実施できなかった d: 実施できなかった | a |
| ※自己評価が「c」、「d」だった場合、その理由を記入してください。 | |

《男女共同参画の視点》

男女共同参画社会を実現するための7つの基本理念（枕崎市男女共同参画推進条例第3条）

事業の実施に当たっては、この理念を踏まえて行うことが求められます。

1 全ての人権の尊重

全ての人の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保し、その他の人権を尊重する必要があります。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、すべての人が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

全ての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成するすべての人が、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

5 生涯にわたる健康への配慮

全ての人が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮する必要があります。

6 教育や学習の場における共同参画

社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識される必要があります。

7 国際的協調

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会と共に歩むことが大切です。国際社会における動向を踏まえ、国際的な連携・協力のもと取り組む必要があります。

第3次枕崎市男女共同参画基本計画実施報告票（事業区分1、2）

I 具体的な施策・主な取組

| 番号 | 重点目標 | 取組の方向 | 重点目標 |
|-------------------------|------|--------|---|
| 1 | I-1 | (2) | 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備（枕崎市女性活躍推進計画） |
| 具体的な施策 | | 【主な取組】 | 担当課(係)・担当者(内線) |
| ③市職員のワークライフバランスを図る取組の推進 | | | 企画調整課政策推進係 枕崎太郎 219 |

II 取組内容・実施状況

| 事業区分 | 取組内容(事業名) | 4年度実施状況・その評価 |
|------|--|--|
| 1 | 多様な働き方を踏まえたワークライフバランスの実現するために必要な情報提供や学習機会の提供を行う。 | 「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」のチラシを市内事業者に送付し、雇用環境の整備に理解を求めた。ワークライフバランスを実現するため環境整備の必要性について広報紙で啓発を行った。 |

III-① 自己評価(「具体的な施策」または「施策の方向」に貢献する実施ができましたか)

結果
(a~d)

| | |
|--|---|
| a：実施できた（80%以上） b：どちらかと言えば実施できた（50%以上79%以下） c：どちらかと言えば実施できなかった（20%以上49%以下） d：実施できなかった（20%以下） ※（ ）内はIII-②の当該事業に該当する配慮項目への配慮度(%)の割合 | a |
| ※自己評価が「c」、「d」だった場合、その理由を記入してください。 | |

III-② 実施に当たって男女共同参画の視点に配慮できたか自己評価してください

| 実施に当たって踏まえた配慮 (男女共同参画の視点) | 評価項目 | 結果 |
|--|--|---------------|
| ・取組の内容に、家庭や職場における性別による固定的な役割分担の状況やワーク・ライフ・バランスについて理解を図る観点を入れる。 (第3条第2、4項) | 3：配慮できた 2：どちらかというと配慮できた 1：どちらかというと配慮できなかった 0：配慮できなかった | 3 |
| | 3：配慮できた 2：どちらかというと配慮できた 1：どちらかというと配慮できなかった 0：配慮できなかった | |
| | 3：配慮できた 2：どちらかというと配慮できた 1：どちらかというと配慮できなかった 0：配慮できなかった | |
| (その他、実施に当たって課題等がありましたら記入してください) | | |
| | | 配慮度(点) 3 |
| | | 配慮度(%) 100.0% |

(イ) 実施に当たって踏まえた配慮（男女共同参画の視点）

事業の企画や実施にあたっての配慮は「男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、下記の①～⑦のとおり設定しています。事業ごとにあてはまる配慮については、「事業実施一覧表」に掲載しています。

① 全ての人権の尊重

全ての人個人の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保し、その他の人権を尊重する必要があります。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、すべての人が様々な活動ができるように社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

③ 政策等への立案及び決定への共同参画

全ての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成するすべての人が、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

⑤ 生涯にわたる健康への配慮

全ての人が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮する必要があります。

⑥ 教育や学習の場における共同参画

社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識される必要があります。

⑦ 国際的協調

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会と共に歩むことが大切です。国際社会における動向を踏まえ、国際的な連携・協力のもと取り組む必要があります。

(2) 評価の流れ

(ア) 取組担当課評価（担当評価）【令和5年5～6月】

① 事業区分0について

「a：実施できた」、「b：どちらかといえば実施できた」、「c：どちらかといえば実施できなかった」、「d：実施できなかった」で評価しています。

② 事業区分1、2について

担当課が入力した配慮項目の評価をもとに、結果（a～d）が自動算出されます。

結果は配慮の項目1つにつき3点を満点とし、「3：配慮できた」を3点、「2：どちらかという配慮できた」を2点、「1：どちらかという配慮できなかった」を1点、「0：配慮できなかった」を0点とし、項目数の合計×3を満点とした場合何%かということで配慮度を計算します。80%以上は「a：実施できた」、50%以上79%以下は「b：どちらかというと実施できた」、20%以上49%以下は「c：どちらかというと実施できなかった」、20%以下が「d：実施できなかった」となります。

(イ) 企画調整課評価（企画評価）

男女共同参画の担当課である企画調整課が、実施状況について確認し、評価指標の達成度などを見ながら2次評価を行います。

それぞれの事業の配慮度に応じて「A～D」、「未実施」の4段階の評価を行っています。

| 達成度 | 評価 |
|------------|----|
| 80%以上 | A |
| 50%以上80%未満 | B |
| 20%以上50%未満 | C |
| 20%未満 | D |

1つの事業に対し、複数の課が担当となっている事業がある場合は、各担当課の配慮度をもとに企画調整課が事業ごとの配慮度の評価を行っています。

(ウ) 三次評価（推進委員会への報告）【令和5年7月】

事業実績については、計画の「重点目標」ごとに評価集計を行っています。また、評価指標については、指標毎に達成度をまとめています。

取りまとめた計画の実績は推進委員会へ報告します。推進委員会は、副市長を委員長とし、関係課長等で構成されています。

(エ) 審議会による評価（外部評価）【令和5年8月】

計画の進捗状況の庁内評価（内部評価）について、多角的な視点を高めるため、市民で構成する審議会に報告し、意見等をいただいています。

審議会は、学識経験者1名、市内の団体・事業所の代表者8名、一般公募2名の計11名による委員で構成されています。

(オ) 担当課へのフィードバック・公表

審議会の意見を付して、推進委員会から事業担当課へフィードバックし、見直し・改善を指示します。

また、事業実施状況に審議会の意見を付して、市のホームページで公表します。

4. 評価結果

基本目標 I

誰もが活躍できる社会づくり

I-1 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備
(枕崎市女性活躍推進計画)

| 取組の方向 | 具体的な施策 | 取組内容（事業名） | 担当課 | 担当評価 | 企画評価 |
|-------------------------------|--|--|-------|------|------|
| (1) 雇用等の場における個人の能力が発揮できる環境の整備 | ① 男女の均等な雇用機会と待遇確保に向けた取組の推進【雇用環境の整備】 | 男女の均等な雇用機会と待遇確保に向けた取組を促進するため、雇用環境の整備に関して情報提供や学習機会の提供を行う。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 新規就農相談及び研修を実施する。助成制度の活用についてに周知する。 | 農政課 | a | A |
| | | 家族経営協定締結を推進する。締結後のフォローアップのために現状を把握する。 | 農業委員会 | b | B |
| | | 女性就労者が働きやすい環境づくりなど、就労環境の改善に取り組む事業者に対する支援を行う（新規雇用創出就労環境改善事業補助）。 | 水産商工課 | a | A |
| | 男女の均等な雇用機会と待遇確保に向けた取組の推進【多様な働き方を踏まえたワークライフバランスの実現】 | 多様な働き方を踏まえたワークライフバランスの実現するために必要な情報提供や学習機会の提供を行う。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 各職場で育児・介護休業等の取得が促進されるよう、事業所や雇用者に対して情報提供や意識啓発を行う。 | 水産商工課 | b | B |
| | ② 職場における差別的慣行・制度について改善するための啓発の推進 | あらゆる機会を通じて、職場におけるジェンダー平等推進への意識の醸成を図る。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 職場におけるあらゆるハラスメントの防止対策やメンタルヘルス確保に向けた学習の機会や情報の提供を行う。（リーフレットによる広報・啓発） | 水産商工課 | b | B |
| | ③ 再就職、起業、雇用によらない働き方等における支援 | 女性の就職・就業継続やキャリア形成の支援等を目的とした取組を支援する。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 商工会議所等の関係機関・団体と連携して、相談体制の充実や情報提供に取り組む。県における就職訓練や再就職のための支援制度を周知する。 | 水産商工課 | a | A |
| (2) | ① 多様なニーズに対応した子育て・介護サービスの充実を図るための取組の促進 | 保育所等の預かり保育、病児・病後児保育事業など多様なサービスの充実を図る。また、ファミリー・サポート・センターなど子育て支援サービスの充実を図る（延 | 福祉課 | b | A |

| | | | | | |
|-----------------------|--|--|-----------|---|---|
| 仕事と生活の調和を図るための環境の整備促進 | 【子育て環境の充実】 | 長保育・一時預かり・病児保育・学童保育・要保護児童対策)。 | | | |
| | | 教育・保育・保健その他の子育て支援に関する情報提供を行う。また子育てに関する相談・助言等を行うとともに、必要に応じ関係機関と連携を図る。 | 健康課 | a | A |
| | 多様なニーズに対応した子育て・介護サービスの充実を図るための取組の促進 【介護保険サービスの充実】 | 地域包括ケアシステムを支える介護人材の育成に努める。(地域見守りネットワーク事業) | 地域包括ケア推進課 | b | B |
| | ② 男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実【男女の生活自立と家庭責任を共有するための支援】 | 男性料理教室の開催など男性の家庭生活への参画を推進する機会を提供する。 | 健康課 | a | B |
| | | 家庭教育学級や地域活動における男女共同参画を推進する学習の機会を提供する。(市内各学校・幼稚園・保育園の家庭教育学級、高齢者学級の人権問題啓発研修会、市人権問題啓発研修会) | 生涯学習課 | b | A |
| | | 仕事と子育て・介護の両立ができるようワークライフバランスを実現するための環境整備の必要性についての啓発を行う。 | 企画調整課 | a | A |
| | | 男女共同参画につながる制度(働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援等)の導入・定着について事業所に対して啓発を行う。 | 水産商工課 | b | B |
| | ③ 市職員のワークライフバランスを図る取組の推進 | 次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画に基づく取組を推進する。 具体的には、仕事と家庭の両立を支援するため、父親の積極的な育児参加の奨励、休業、休暇を取得しやすい環境づくりなどの実現に向けた様々な取組を実践し、令和6年度に向けた目標値を定めている。 | | a | A |

○評価集計

| 取組担当課評価 | | | | | | | | 企画調整課(男女共同参画担当)評価 | | | | | | | |
|---------|--------|----|--------|---|----|---|----|-------------------|--------|----|--------|---|----|---|----|
| a | | b | | c | | d | | A | | B | | C | | D | |
| 8 | 42.11% | 11 | 57.89% | 0 | 0% | 0 | 0% | 9 | 47.37% | 10 | 52.63% | 0 | 0% | 0 | 0% |

I-2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大(枕崎市女性活躍推進計画)

| 取組の方向 | 具体的な施策 | 取組内容(事業名) | 担当課 | 担当評価 | 企画評価 |
|-------|---------------------|---|-------|------|------|
| (1) | ① 各種審議会等への女性委員の登用拡大 | 委嘱に当たっては、各団体への女性の推薦等、多様な人が参画しやすいように配慮を行う。女性委員の比率目標を30%以上とした積極 | 企画調整課 | b | C |

| | | | | | | |
|------------------------------|---|--|--|-------|---|---|
| 行政分野における女性の参画拡大を図る取組の推進 | | | 的な登用を推進する。 また、社会全体と女性自身の意識改革のための啓発を推進する。(審議会・協議会等委員の名簿作成、各課への周知) | | | |
| | ② | 市における女性の登用推進 | 女性職員を様々な部署に積極的に配置する等、係長・主幹・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行い、計画的な女性職員の登用に取り組む。 | 総務課 | a | B |
| (2) 雇用の分野における女性の参画拡大を図る取組の推進 | ① | 事業所等における女性の登用促進 【事業所等における女性活躍推進】 | 国・県など関係機関が行う男女共同参画・女性活躍に関する研修等の学習機会の提供や情報提供を行う。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | 事業所において女性活躍推進の取組が進むよう、各種団体や事業所に国・県などが行う学習機会の提供や情報提供を行う。 | 水産商工課 | d | D |
| | | 事業所等における女性の登用促進 【経営者や企業管理職を対象とした意識啓発】 | 職場における固定的性別役割分担意識の解消には、経営者や管理職の意識改革が重要なため、学習の機会を設けたり、情報提供に努めるなど意識改革を図る。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | 商工会議所や関係団体と連携し、事業所等における女性の登用促進のため、経営者や管理職への学習の機会や情報提供に努め意識改革を図る。 | 水産商工課 | d | D |
| | ② | 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進 【女性の参画拡大】 | 農林水産業・商工業等の意思決定過程への女性の参画拡大に向けて、関係機関・団体における主体的な取組が進むよう、男女共同参画・女性活躍に関する学習の機会を提供する。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | 農林業における意思決定過程への女性の参画拡大が進むよう、学習機会の提供を行う。 | 農政課 | b | B |
| | | | 農業委員会が実施する研修会等へ女性委員の積極的な参加を促す。 | 農業委員会 | a | A |
| | | | 水産・商工業等における意思決定過程への女性の参画拡大が進むよう、学習機会の提供を行う。 | 水産商工課 | d | D |
| | | 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進 【女性の経済的地位の向上及び能力開発】 | 就農前に各種研修や制度の活用について周知し、農林業に関係する起業活動を支援する。 | 農政課 | a | A |
| | | | 女性農業者が対等なパートナーとして経営に参画できるよう、家族経営協定の締結数の拡大を支援する。 | 農業委員会 | b | B |
| | | 国・県、関係機関の職業能力開発等の取組について周知し、水産商工業に関係する起業活動を支援する。 | 水産商工課 | d | D | |

| | | | | | | |
|---------------------------------|---|---------------------------------------|---|-------|---|---|
| (3) 各種団体・組織等における女性の参画拡大を図る取組の推進 | ① | 地域防災における女性の参画拡大 【地域防災組織等における女性の参画】 | 防災会議や避難所運営における女性の登用を推進し、女性の参画拡大や男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立を図る。 | 総務課 | a | A |
| | | | 防災分野への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | 女性のニーズ等に配慮すべき事項を盛り込んだ「避難所管理運営マニュアル」により、避難所管理運営体制の整備を促進する。 | 福祉課 | b | B |
| | | 地域防災における女性の参画拡大 【防災現場への女性の参画】 | 女性の消防職員の計画的な増員の確保や女性消防団員加入を促進する。 | 消防総務課 | b | B |
| | ② | 自治公民館や各種団体等地域組織における女性の参画拡大 | 多様な地域活動へ対応するために、男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう、関係団体等に学習の機会や情報提供を行う。(男女共同参画研修会の開催、県男女共同参画地域推進員の養成、まくらざきハーモニーネットワーク委員会の活動支援) | 企画調整課 | b | B |
| | | | 多様な地域活動へ対応するために、男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう、自治公民館に学習の機会や情報提供を行う。(生涯学習フェスティバル、青少年講座、地域づくり成人講座、長期・短期公民館講座、リクエスト講座) | 生涯学習課 | b | B |

○評価集計

| 取組担当課評価 | | | | | | 企画調整課（男女共同参画担当）評価 | | | | | | | | | |
|---------|--------|----|--------|---|----|-------------------|--------|---|--------|----|--------|---|-------|---|--------|
| a | | b | | c | | d | | A | | B | | C | | D | |
| 4 | 21.05% | 11 | 57.89% | 0 | 0% | 4 | 21.05% | 3 | 15.79% | 11 | 57.89% | 1 | 5.26% | 4 | 21.05% |

II-1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

(枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

| 取組の方向 | 具体的な施策 | 取組内容(事業名) | 担当課 | 担当評価 | 企画評価 |
|--------------------------------------|--|---|-------|------|------|
| (1) いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた啓発の推進 | ① 家庭、地域、職場等における人権教育・啓発の推進 【暴力を容認しない意識の醸成】 | 家庭、地域、職場等の分野において、配偶者等からの暴力等の性別に起因する暴力に焦点を当てた教育や啓発に取り組む。(「女性に対する暴力をなくす運動」) | 企画調整課 | b | B |
| | | 家庭、地域、職場等における人権教育・啓発の推進 【多様な機会を捉えた広報・啓発の推進】 | 企画調整課 | a | A |
| | | 家庭、地域、職場等における人権教育・啓発の推進 【講演会や研修会等の開催による啓発の実施】 | 企画調整課 | d | D |
| | ② 子ども・若年層に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた対策の推進 【児童生徒への教育・啓発】 | 子ども・若年層に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けて、教育・学習の取組を行う。 | 学校教育課 | a | A |
| | | 子ども・若年層に対するあらゆる形態の暴力の根絶に向けた対策の推進 【若年層への教育・啓発】 | 企画調整課 | a | A |
| | ③ 性別に起因するあらゆる形態の暴力の防止に関する広報・啓発の推進 | 被害者の立場に配慮しながら、暴力の防止と根絶に向けて、広く意識啓発を推進する。女性に対する暴力防止に関する広報啓発に取り組む。 | 企画調整課 | a | A |
| (2) | ① 相談窓口のさらなる周知と相談体制の充実【関係機関の連携】 | 関係課との速やかな連携が図られるよう、相談に携わる職員等に対する研修の実施や体制の整備に取り組む。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 関係機関・団体等との速やかな連携が図られるよう、相談員等に対する研修の実施や体制整備に取り組む。 | 福祉課 | d | D |

| | | | | | | |
|--------------------------------|---|------------------------------|---|-------|---|---|
| 取組の推進 安心して相談できる体制の確立に向けた | | 相談窓口のさらなる周知と相談体制の充実【相談窓口の周知】 | 女性に対する暴力に関する県の相談窓口等の活用について、広報紙や市ホームページ等により広く周知を図る。 | 企画調整課 | a | A |
| | ② | 関係機関との連携強化 | DV発生の予防とDV被害者への切れ目ない支援のため、警察や県等関係機関・民間支援団体等と緊密に連携する。 | 福祉課 | a | A |
| | | | 関係する事項に取り組む。 | 関係課 | | |
| | ③ | 被害者を支援する体制づくり | 家庭児童相談員等と連携して、相談対応の充実に取り組む。また、取組に当たっては、被害者の安全を守るため個人情報の保護と守秘義務の徹底を行う。(家庭児童相談員の配置) | 福祉課 | a | A |
| | | | 関係する事項に取り組む。 | 関係課 | | |
| (3) 被害者の保護と自立に向けた支援に係る取組の推進 | ① | 被害者の保護と安全確保の連携 | 安全を確保するため保護する必要がある被害者については専門的ケアを受けられるよう関係課の連携を促し、支援する。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | 被害者の安全確保に努め、関係機関等と連携して専門的ケアを受けられるよう支援する。また、家庭内での暴力により、心理的外傷を受けている子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援する。(家庭児童相談員の設置。要保護児童や特定妊婦のいる家庭への個別支援会議) | 福祉課 | a | A |
| | | | 市営住宅等において家庭環境に暴力が存在することを把握した場合は、関係機関と連携し、被害者の安全確保について支援する。(DV被害者の市営住宅への優先入居) | 建設課 | a | A |
| | | | 子どもが育つ家庭環境に暴力が存在することを把握した場合は、関係機関と連携し、被害を受けている児童生徒の安全確保や心身のケアを支援する。(保健室での相談、各種機関との連携、市養護教諭研修会) | 学校教育課 | a | A |
| | | | 関係する事項に取り組む。 | 関係課 | | |
| | ② | DV被害者が安心して生活再建するための関係機関との連携 | 被害者の自立した生活を支援するために関係課の連携を促す。また、支援に関わる全ての関係者に個人情報保護と守秘義務の徹底について配慮を求める。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | 被害者の経済・生活状況に応じ、生活保護や児童扶養手当等の各種支援を行う。 | 福祉課 | a | A |

| | | | | | | |
|--|--|--|---|-------|---|---|
| | | | 被害者の生活再建のために住宅の確保や諸制度の利用等による支援を行う。 | 建設課 | a | A |
| | | | 子どもの入学や転校、入所等ができるように被害者の経済・生活状況に応じた支援を行う。 | 学校教育課 | a | A |
| | | | 関係する事項に取り組む。 | 関係課 | | |

○評価集計

| 取組担当課評価 | | | | | | | | 企画調整課（男女共同参画担当）評価 | | | | | | | |
|---------|--------|---|--------|---|----|---|--------|-------------------|--------|---|--------|---|----|---|--------|
| a | | b | | c | | d | | A | | B | | C | | D | |
| 13 | 68.42% | 4 | 21.05% | 0 | 0% | 2 | 10.53% | 13 | 68.42% | 4 | 21.05% | 0 | 0% | 2 | 10.53% |

Ⅱ－２ 生涯を通じた健康支援

| 取組の方向 | 具体的な施策 | 取組内容（事業名） | 担当課 | 担当評価 | 企画評価 | |
|---------------------------|--------------------------------------|------------------------------|---|-------|------|---|
| （１） 生涯を通じた男女の健康の包括的な支援 | ① | 母子健康、育児相談、健康教室、家庭訪問等の保健事業の推進 | 妊娠・出産・育児への切れ目のない支援、不妊治療等に関する支援に取り組む。女性特有の疾患に関する支援や特定健診・がん検診等の受診勧奨に取り組む。（母子保険、がん検診など） | 健康課 | a | A |
| | ② | 健康に関する環境づくりの推進 | 体の悩みなど健康に関する環境づくりの推進について関係課と連携し取り組む。生理用品の入手困難な方への対応に取り組む。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | ア 胃がん検診 イ 腹部超音波検診 ウ 大腸がん検診 エ 肺がん検診（65歳以上結核健診含む） オ 肝炎ウイルス検診 カ 子宮頸がん検診 キ 乳がん検診 ク 骨粗しょう症検診 ケ 前立腺がん検診 コ 特定健診【国保】 サ 長寿健診【後期高齢】 シ 歯周疾患健診 ス 特定保健指導【国保】 セ ハイリスク者運動教室【国保】 ソ 糖尿病性腎症重症化予防事業【国保】 タ 特定健診結果報告会 チ 成人講座 ツ 高齢者学級 テ 家庭訪問（精神・障害・生活習慣病・その他） ト 総合健康相談 ナ 成人歯科ブラッシング相談 ニ こころの健康相談会 ヌ SOS の出し方講座・受け止め方講座 ネ 市民健康教室 ノ ヨガ体験事業 ハ 筋トレサロン ヒ フレイル予防教室 フ 男性料理教室 ヘ 高齢者栄養教室 ホ 保健推進員活動事業 マ 食生活改善推進員活動事業 ミ 健康指導員活動事業【介護】 | 健康課 | b | B |
| | 児童生徒が生理などの体の悩みを気兼ねなく相談できる体制づくりに取り組む。 | 学校教育課 | a | A | | |

| | | | | | | |
|--|---|------------------------|--|------------|---|---|
| | ③ | 生涯スポーツの充実 | 誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある生活を送るため、スポーツを通じた健康増進に取り組む。また、スポーツ指導者において女性の参画を推進する。(枕崎きばらん海クラブ、カッター教室) | スポーツ・文化振興課 | b | A |
| | ④ | 性に関する正しい理解のための教育・啓発の推進 | 男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深める取組を推進する。 | 企画調整課 | b | B |
| | | | 男女それぞれの健康を支援するための取組を推進する。 | 健康課 | a | A |
| | | | 性と生命の尊重など学校における性教育について、学習指導要領に基づき発達段階に応じ適切に実施する。 | 学校教育課 | a | A |

○評価集計

| 取組担当課評価 | | | | | | | | 企画調整課（男女共同参画担当）評価 | | | | | | | |
|---------|-----|---|-----|---|----|---|----|-------------------|-------|---|-------|---|----|---|----|
| a | | b | | c | | d | | A | | B | | C | | D | |
| 4 | 50% | 4 | 50% | 0 | 0% | 0 | 0% | 5 | 62.5% | 3 | 37.5% | 0 | 0% | 0 | 0% |

Ⅱ-3 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

| 取組の方向 | 具体的な施策 | 取組内容（事業名） | 担当課 | 担当評価 | 企画評価 |
|--------------------------------------|--|--|------------------------------------|------|------|
| (1) 生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 | ① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境整備 【ひとり親家庭等への支援】 | ひとり親家庭に対し、各種経済的支援、生活的支援、心身の健康面における相談対応による支援等、自立に向けた支援を関係機関と連携して取り組む。 | 福祉課 | a | A |
| | | 複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、相談支援、就労支援、家計相談支援等を包括的に行う。 | 福祉課 | b | A |
| | ② 高齢者や障害のある人、外国人等が安心して暮らせる環境づくり 【高齢者や障害のある人に対する支援】 | シルバー人材センター等を通じた多様な就業機会の提供を通じ、高齢男女の就業を促進する。また障害のある人が多様な状況に応じた福祉サービスや相談支援、経済的・生活的支援、自立に向けた支援に取り組む。 | 福祉課 | b | A |
| | | 認知症や一人暮らしの高齢者等が、社会から孤立することなく、地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、地域の支え合いの仕組みづくりを促進する。（地域見守りネットワーク支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業） | 地域包括ケア推進課 | a | A |
| | | 様々な困難や課題に直面した方々については、一人ひとりの多様な状況に応じて支援を行う。 | 総務課 | b | B |
| | 高年齢者や障害のある人、外国人等が安心して暮らせる環境づくり 【外国人等複合的な困難や課題に直面しやすい人々に対する支援】 | 外国人であることや性的少数者であることなど様々な偏見により生活上の困難に直面しやすい人々に対する支援を行うための環境整備を行う。 | 企画調整課 | a | A |
| | | 困難に直面しやすい人々には、多様な状況に応じて複合的に支援を行う。また、社会的困難を抱えている人々に対する正しい理解を促進するための取組を行う。 | 福祉課 | b | B |
| | | 外国人技能実習生等、生活上の困難に直面しやすい人々への支援にあたっては、関係機関と連携し、複合的に支援を行う。 | 水産商工課 | a | A |
| | | 困難や課題に直面しやすい児童生徒の支援について教職員の一層の理解促進に努め、児童生徒が相談しやすい環境を整える。 | 学校教育課 | b | B |
| | (2) | ① 地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進 | 男女共同参画など多様な視点を反映した地域防災における取組を推進する。 | 総務課 | a |
| 地域防災に関わる施策が、男女共同参画の視点を踏まえて推進され | | | 企画調整課 | b | B |

| | | | | | | |
|-------------------|---|-----------------------------|---|-------|---|---|
| 防災分野における男女共同参画の推進 | | | るように取り組む。 | | | |
| | | | 多様な住民ニーズへの対応が要請されることを考慮し、避難所を運営する。 | 福祉課 | b | C |
| | ② | 消防団、自主防災組織等における女性の参画促進 | 地域に根差した防災・防火活動の充実が図られるよう、自主防災組織等への女性参画の拡大に取り組む。 | 総務課 | a | A |
| | | | 地域に根差した防災・防火活動の充実が図られるよう、消防団活動への女性参画の拡大に取り組む。 | 消防総務課 | a | A |
| | ③ | 男女共同参画の視点を取り入れた災害対応マニュアルの整備 | 女性や配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図るため「枕崎市地域防災計画」等の策定・見直しに取り組む。 | 総務課 | a | A |
| | | | 女性や配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図るため「避難所管理運営マニュアル」等の策定・見直しに取り組む。 | 福祉課 | b | B |

○評価集計

| 取組担当課評価 | | | | | | | | 企画調整課（男女共同参画担当）評価 | | | | | | | |
|---------|-----|---|-----|---|----|---|----|-------------------|-------|---|--------|---|-------|---|----|
| a | | b | | c | | d | | A | | B | | C | | D | |
| 8 | 50% | 8 | 50% | 0 | 0% | 0 | 0% | 10 | 62.5% | 5 | 31.25% | 1 | 6.25% | 0 | 0% |

○審議会意見

- ・ L G B Tの方に関して、市役所に相談があるかなどの実態を把握して示してほしい。一方、デリケートな問題でもあるので、実態の把握は個人情報の保護などの配慮に努めてほしい。

Ⅲ-1 男女共同参画に関するあらゆる分野における教育や学習の推進

| 取組の方向 | 具体的な施策 | 取組内容（事業名） | 担当課 | 担当評価 | 企画評価 |
|------------------------------|---|--|-------|------|------|
| (1) 学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進 | ① 学校教育等における男女共同参画についての学習機会の充実【学校教育活動全体を通じた男女共同参画を推進する取組の充実】 | 児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等などに視点を置いた学習の場を提供する。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等などに視点を置いた教育を行う。また、情報社会における人権教育及び情報モラル教育を推進する。 | 学校教育課 | a | A |
| | 学校教育等における男女共同参画についての学習機会の充実【教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施】 | 教育関係者（教職員、保育士等）を対象にした研修会等を関係機関と連携し実施する。 | 企画調整課 | a | A |
| | | 男女共同参画を正しく理解し、保育現場で男女共同参画の視点に立った保育を推進するため、保育士等を対象に、研修会等の充実に努める。 | 福祉課 | d | D |
| | | 男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員を対象に、研修会等の充実に努める。（人権同和教育に関する教職員研修、人権教育研修紙「陽だまり」等の活用、「男女共同参画学びの広場」の活用） | 学校教育課 | a | A |
| | 学校教育等における男女共同参画についての学習機会の充実【多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供】 | 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの生き方を選択する能力と態度を身に付ける意識の醸成を図るための取組を行う。（男女共同参画ワークショップの開催） | 企画調整課 | a | A |
| | | あらゆる分野で女性が活躍できるよう、自らの生き方を選択することができるようなキャリア教育、進路指導の充実を図る。（キャリア教育、「男女共同参画学びの広場」の活用など） | 学校教育課 | a | A |
| (2) ① | あらゆる分野における男女共同参画の意識の醸成【男女双方の意識改革、理解の促進】 | 子どもも大人も共に男女共同参画意識の醸成が図れるような学習や研修会等について関係機関と連携し充実を図る。（男女共同参画研修会の開催） | 企画調整課 | a | A |
| | | 生涯学習・社会教育、家庭教育等あらゆる分野において、子どもも大人も共に男女共同参画意識の醸成が図れるような学習や研修会等を実施する。（市人権問題啓発研修会・男女共同参画研修会の開催、 | 生涯学習課 | b | B |

| | | | | | | |
|-----------------|---------------|--|---|-------|---|---|
| 男女共同参画に関する学習の推進 | 家庭・地域・職場等における | | 人権啓発強調月間・人権週間での 広報紙やお知らせ版への記事掲載) | | | |
| | | あらゆる分野における男女共同参画の意識の醸成 【学校・家庭・地域が一体となった意識の醸成】 | 学校・家庭・地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成に関係機関と連携し取り組む。(広報紙における啓発) | 企画調整課 | b | B |
| | | | 地域学校協働活動や家庭教育支援を推進していく中で、学校・家庭・地域全体の人権意識や男女平等意識の醸成に取り組む。(地域学校協働活動・家庭教育支援) | 生涯学習課 | b | B |
| | ② | 性の多様性についての理解促進 | 性の多様性について正しく理解し、偏見をなくすための理解促進に努める。(性の多様性に関するポスター・チラシによる啓発) | 総務課 | b | B |
| | | | 性の多様性について正しく理解し、偏見をなくすための理解促進に努める。 | 企画調整課 | d | D |

○評価集計

| 取組担当課評価 | | | | | | | | 企画調整課（男女共同参画担当）評価 | | | | | | | |
|---------|-----|---|--------|---|----|---|--------|-------------------|-----|---|--------|---|----|---|--------|
| a | | b | | c | | d | | A | | B | | C | | D | |
| 6 | 40% | 7 | 46.67% | 0 | 0% | 2 | 13.33% | 6 | 40% | 7 | 46.67% | 0 | 0% | 2 | 13.33% |

Ⅲ-2 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

| 取組の方向 | 具体的な施策 | 取組内容（事業名） | 担当課 | 担当評価 | 企画評価 |
|----------------------|--|--|-----------|------|------|
| 地域における慣行の見直し及び人材の育成等 | ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発 【地域づくりにおける男女共同参画の推進】 | 地域づくりにおいて女性参画の拡大が図られ、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発や学習機会の提供を行う。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 介護予防や健康づくりのために実施しているてげてげ広場などの取組を通して男女ともに地域活動への参画を促す。 | 地域包括ケア推進課 | b | B |
| | | 地域づくりにおいて女性参画の拡大が図られ、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しのための意識啓発や学習機会の提供を行う。 | 生涯学習課 | a | A |
| | | 男女共同参画に関する理解が深まるように、広報紙やホームページ等あらゆる広報媒体を有効に活用して、分かりやすい広報・啓発活動を展開する。（特設人権相談所の開設、広報紙・ホームページによる広報・啓発） | 総務課 | b | A |
| | | 「男女共同参画週間」など多様な機会を活用し、国・県・他市町村・多様な団体等と連携し、効果的な普及活動を行う。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 男女共同参画に関する情報や学習教材の提供のための視聴覚ライブラリー等の充実を図る。 | 生涯学習課 | b | B |
| | ② 多様な人材の育成・支援 【多様な人材の育成】 | 性別や年齢等に関わらず地域住民の中から活動の担い手となる人材の育成が促されるよう、学習の機会等の支援を行う。 | 企画調整課 | b | B |
| | | 地域においてボランティア等に取り組んでいる団体等と連携して、女性の社会参画を推進する。また男女共同参画を推進する人材を育成し、活動を支援する。 | 企画調整課 | b | B |

○評価集計

| 取組担当課評価 | | | | | | | | 企画調整課（男女共同参画担当）評価 | | | | | | | |
|---------|--------|---|--------|---|----|---|----|-------------------|--------|---|--------|---|----|---|----|
| a | | b | | c | | d | | A | | B | | C | | D | |
| 1 | 16.67% | 5 | 83.33% | 0 | 0% | 0 | 0% | 2 | 33.33% | 4 | 66.67% | 0 | 0% | 0 | 0% |

○審議会意見

- ・ 小中学生の児童生徒などを対象とした教育の機会の提供を続けてほしい。
- ・ 男女共同参画研修会に大人の参加者が少ない。大人の学ぶ機会の充実が必要。

○令和4年度実施状況に対する審議会全体評価

- ・ 評価がDの項目については、実施できなかった理由も含めて示してほしい。
- ・ 各施策についてPDCAサイクルをどうやって回していくのか分かりにくい。担当課が行った評価が令和5年度事業へどう反映されているのか分からない。
- ・ 事業を行う担当課と企画調整課との連携を深めてほしい。担当課と企画調整課で課題について協議した結果を審議会に示してほしい。
- ・ 評価はAとなっても、評価に疑問が残る施策がある。
- ・ 市の事業として男女共同参画について推進することは、全ての人の人権の尊重など、市民によりフィードバックがあって枕崎市がよくなることにつながる。基本計画の7年間で各施策がよい方向に向かい、民間企業や一般市民にも流れができ、枕崎市の住みやすさにつながるという。審議会でも議論を行い、出た意見を行政が真剣に捉えて事業に活かし、特色あるまちづくりにつなげてほしい。

○D評価となった事業の目標達成に向けた取組方針【令和5年11月】

| No. | 担当課 | 具体的な施策【主な取組】 | 取組内容 | 令和5年度の進捗状況 | 令和6年度の取組方針 |
|-----|-------|--|--|---|--|
| 1 | 水産商工課 | I-2-(2)① 事業所等における女性の登用促進【事業所等における女性活躍推進】 | 事業所において女性活躍推進の取組が進むよう、各種団体や事業所に国・県などが行う学習機会の提供や情報提供を行う。 | 情報提供として、商工会議所及び水産センターに厚生労働省作成の女性活躍推進法リーフレットを常設し、広報・啓発に務めている。 | 事業所において女性活躍推進の取組が進むよう、各種団体や事業所に国・県などが行う学習機会の提供や情報提供を行う。 |
| 2 | 水産商工課 | I-2-(2)① 事業所等における女性の登用促進【経営者や企業管理職を対象とした意識啓発】 | 商工会議所や関係団体と連携し、事業所等における女性の登用促進のため、経営者や管理職への学習の機会や情報提供に努め意識改革を図る。 | 情報提供として、商工会議所及び水産センターに厚生労働省作成の女性活躍推進法リーフレットを常設し、広報・啓発に務めている。 | 商工会議所や関係団体と連携し、事業所等における女性の登用促進のため、経営者や管理職への学習の機会や情報提供に努め意識改革を図る。 |
| 3 | 水産商工課 | I-2-(2)② 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進【女性の参画拡大】 | 水産・商工業等における意思決定過程への女性の参画拡大が進むよう、学習機会の提供を行う。 | 男女共同参画局が作成するポジティブアクションへの導入に関するリーフレットを水産センターに常設し、情報提供を行ったが、学習機会の提供を現時点では行っていない。 | 水産・商工業等における意思決定過程への女性の参画拡大が進むよう、学習機会の提供を行う。 |
| 4 | 水産商工課 | I-2-(2)② 農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組の促進【女性の経済的地位の向上及び能力開発】 | 国・県、関係機関の職業能力開発等の取組について周知し、水産商工業に関する起業活動を支援する。 | 県職業能力開発協会主催の技能検定への受験案内を商工会議所及び水産センターに設置し、周知活動に務めている。 | 国・県、関係機関の職業能力開発等の取組について周知し、水産商工業に関する起業活動を支援する。 |
| 5 | 企画調整課 | II-1-(1)① 家庭、地域、職場等における人権教育・啓発の推進【講演会や研修会等の開催による啓発の実施】 | 配偶者等からの暴力を許さないという認識を醸成させるための取組を推進する。(DV防止研修会の実施) | 若者を対象とした研修会等で市で作成した啓発チラシを配布した。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間において公共施設における周知啓発を行っている。広く市民を対象に人権全般に関する研修を実施することで意識の醸成を図った。今後は若者を対象とした研修会の開催を検討していく。 | DV対策庁内連絡会議における研修を例年計画しているが、会議のメンバーは様々な形で研修を受ける機会がある状況にあり、対象者を検討して啓発を実施していくことで検討する。 |
| 6 | 福祉課 | II-1-(2)① 相談窓口のさらなる周知と相談体制の充実【関係機関の連携】 | 関係機関・団体等との速やかな連携が図られるよう、相談員等に対する研修の実施や体制整備に取り組む。 | 鹿児島県等が主催する各種研修会への参加 ※本市主催の研修会等の実施実績はなし | 引き続き、鹿児島県等が主催する各研修会へ参加するとともに、関係機関との連携を強化していく。 |
| 7 | 福祉課 | III-1-(1)① 学校教育等における男女共同参画についての学習機会の充実【教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の実施】 | 男女共同参画を正しく理解し、保育現場で男女共同参画の視点に立った保育を推進するため、保育士等を対象に、研修会等の充実に努める。 | 実施なし | 市が主催する男女共同参画研修会等への案内を市内保育所・認定こども園に行い、研修会への参加を促す。 |
| 8 | 企画調整課 | III-1-(2)② 性の多様性についての理解促進 | 性の多様性について正しく理解し、偏見をなくすための理解促進に努める。 | 男女共同参画のワークショップを行う中で、性の多様性を含めた人権についての理解を深めた。 | 男女共同のワークショップの機会を通じて性の多様性についての理解促進を図っていく。 |

第3次枕崎市男女共同参画基本計画 令和4年度取組に対する評価集計表

(取組項目数)

| 目標／評価区分 | | 【取組担当課 評価】 | | | | | | | | | | 【企画調整課(男女共同参画担当) 評価】 | | | | | | | | | |
|--|---|------------|----|--------|----|--------|---|-------|---|--------|-----|----------------------|--------|----|--------|---|-------|---|--------|--|--|
| | | 計 | a | b | c | d | 計 | A | B | C | D | | | | | | | | | | |
| 基本目標 I 誰もが活躍できる社会づくり | | 38 | 12 | 31.58% | 22 | 57.89% | 0 | 0.00% | 4 | 10.53% | 38 | 12 | 31.58% | 21 | 55.26% | 1 | 2.63% | 4 | 10.53% | | |
| 重点目標 I-1 | 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境の整備(枕崎市女性活躍推進計画) | 19 | 8 | 42.11% | 11 | 57.89% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 19 | 9 | 47.37% | 10 | 52.63% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | | |
| 重点目標 I-2 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大(枕崎市女性活躍推進計画) | 19 | 4 | 21.05% | 11 | 57.89% | 0 | 0.00% | 4 | 21.05% | 19 | 3 | 15.79% | 11 | 57.89% | 1 | 5.26% | 4 | 21.05% | | |
| 基本目標 II 誰もが安心して暮らせる環境づくり | | 43 | 25 | 58.14% | 16 | 37.21% | 0 | 0.00% | 2 | 4.65% | 43 | 28 | 65.12% | 12 | 27.91% | 1 | 2.33% | 2 | 4.65% | | |
| 重点目標 II-1 | 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶(枕崎市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画) | 19 | 13 | 68.42% | 4 | 21.05% | 0 | 0.00% | 2 | 10.53% | 19 | 13 | 68.42% | 4 | 21.05% | 0 | 0.00% | 2 | 10.53% | | |
| 重点目標 II-2 | 生涯を通じた健康支援 | 8 | 4 | 50.00% | 4 | 50.00% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 8 | 5 | 62.50% | 3 | 37.50% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | | |
| 重点目標 II-3 | 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進 | 16 | 8 | 50.00% | 8 | 50.00% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 16 | 10 | 62.50% | 5 | 31.25% | 1 | 6.25% | 0 | 0.00% | | |
| 基本目標 III 男女共同参画社会の実現へ向けた基盤づくり | | 21 | 7 | 33.33% | 12 | 57.14% | 0 | 0.00% | 2 | 9.52% | 21 | 8 | 38.10% | 11 | 52.38% | 0 | 0.00% | 2 | 9.52% | | |
| 重点目標 III-1 | 男女共同参画に関するあらゆる分野における教育や学習の推進 | 15 | 6 | 40.00% | 7 | 46.67% | 0 | 0.00% | 2 | 13.33% | 15 | 6 | 40.00% | 7 | 46.67% | 0 | 0.00% | 2 | 13.33% | | |
| 重点目標 III-2 | 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進 | 6 | 1 | 16.67% | 5 | 83.33% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | 6 | 2 | 33.33% | 4 | 66.67% | 0 | 0.00% | 0 | 0.00% | | |
| 合 計 | | 102 | 44 | 43.14% | 50 | 49.02% | 0 | 0.00% | 8 | 7.84% | 102 | 48 | 47.06% | 44 | 43.14% | 2 | 1.96% | 8 | 7.84% | | |

5. 参考資料

(1) 枕崎市男女共同参画推進委員会設置規程

平成11年3月31日訓令第7号

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

平成13年3月30日訓令第1号
平成14年11月18日訓令第4号
平成17年3月31日訓令第1号
平成18年3月31日訓令第16号
平成19年3月31日訓令第3号
平成21年3月31日訓令第2号
平成22年3月31日訓令第1号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、枕崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 枕崎市男女共同参画プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 関係課等の男女共同参画の推進に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 枕崎市男女共同参画推進懇話会からの提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月18日訓令第4号）

この訓令は、平成14年11月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第16号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務課長

企画調整課長

財政課長

市民生活課長

健康課長

福祉課長

農政課長

水産商工課長

教育委員会学校教育課長

教育委員会生涯学習課長

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第18条）

第4章 枕崎市男女共同参画審議会（第19条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

枕崎市においても、平成14年3月に「枕崎市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する取組を行ってきたが、配偶者等に対する暴力、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行等は依然として根強く存在しており、真の男女平等への妨げとなる多くの課題が残されている。

このような状況を踏まえ、枕崎市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し合いながら、いかなる場合でも性別による差別的取扱いを受けることなく、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 性別に関わりなく全ての人々が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

(4) 事業者等 営利、非営利であるかを問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者から振るわれる個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 性別に関わりなく全ての人、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、全ての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 全ての人、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する全ての人、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 全ての人、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について個人の意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民及び事業者等(以下「市民等」という。)と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、事業活動と家庭、地域等における活動との両立を支援するため、活動環境の整備に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第8条 市及び市民等は、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

- (2) セクシュアル・ハラスメント
 - (3) ドメスティック・バイオレンス
- (公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は前条各号に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する枕崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報啓発活動等必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第14条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(防災分野における男女共同参画の推進)

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に関し、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市民等の申出)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

2 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

第4章 枕崎市男女共同参画審議会

(審議会)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、枕崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 基本計画に関し、第10条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内に居住する者で公募に応じた者

(3) 関係団体の推薦による者

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わることができない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている枕崎市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

(枕崎市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 枕崎市報酬及び費用弁償条例（昭和31年枕崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

「第3次枕崎市男女共同参画基本計画」

令和4年度実施状況報告書

令和6年3月発行

枕崎市企画調整課政策推進係

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地